参考例（要領第７の５(４)）：事業所に掲示する参考文例

**派遣可能期間の延長に係る労働者への周知**

　令和７年８月１５日付け「意見書」により聴取した意見に関する事項については、以下のとおりです。（労働者派遣法施行規則第３３条の３第４項）

記

**１　意見を聴いた過半数労働組合又は過半数代表者の氏名**

　　　過半数労働者代表　　□　□　□　□

　　（選任方法　　挙手による　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**２　過半数労働組合又は過半数労働者代表に通知した日及び通知した事項**

1. 通知した日

　令和７年８月１日

1. 通知した事項
   1. 派遣可能期間を延長しようとする事業所

　株式会社ＨＷ　松本工場　（松本市庄内〇－〇－〇）

* 1. 延長しようとする期間

　令和７年１０月１日～令和１０年９月３０日

* 1. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

　令和４年１０月１日～令和７年６月末日までの状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署 | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
| 製造部情報機器課 | R4.10.1～R5.9.30  R5.10.1～R6.9.30  R6.10.1～R7.6.30 | ２名  １名  １名 | ２名  ３名  ３名 |
| 総務課 | R4.10.1～R5.9.30  R5.10.1～R6.9.30  R6.10.1～R7.6.30 | ３名  ３名  ３名 | ３名  ３名  ３名 |

**３　過半数労働者から意見を聴いた日及び当該意見の内容**

1. 意見を聴いた日

　令和７年８月１５日

1. 意見の内容

　派遣可能期間の延長については異議がありません。

（異議があった場合は、その内容を記載）

**※派遣期間を延長するに当たっては、上記の事項について、見やすい場所への掲示や、書面を労働者へ交付する等の方法により当該事業所の労働者へ周知しなければなりません。**

**※意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間を上記事項とともに周知する必要があります。**

**なお、過半数労働組合等が異議を述べた場合、派遣可能期間の延長の理由および当該異議への対応方針は別途周知する必要があります。**